

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

また、地震・津波により当社の電力設備も甚大な被害を受ける中、福島第1原子力発電所の事故や、大幅な供給力不足からやむを得ず実施させていただいた計画停電等により、原子力発電所周辺地域の皆さまやお客さま、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

こうした未曾有の事態に対し、東京電力グループは、以下の方針のもと、福島第1原子力発電所事故の収束、原子力事故によりご迷惑をおかけしている皆さまへのお詫びやご説明、原子力損害の補償、今夏における安定供給の確保等に、全力で取り組んでまいります。

また、これらを確実に実行するため、抜本的な経営の効率化・合理化に、真摯に取り組んでまいります。

I. 当面の事業運営方針

1. 福島第1原子力発電所事故の収束

一日も早く、事故により長期間にわたる避難生活を余儀なくされている皆さまのご帰宅を実現し、国民の皆さまに安心して生活していただけるよう、「福島第1原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に基づき、事故の収束に向けて、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

その実行体制を強化するため、6月に、「福島第1安定化センター」を設置いたします。

(1) 目標と当面の取り組み

「ステップ1」（7月中旬目途）として「放射線量が着実に減少傾向となっている」こと、「ステップ2」（ステップ1終了後の3～6ヶ月程度）として「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことを目標として設定しております。

さらに、上記の各ステップにおける取り組みを、原子炉および使用済燃料プールの「冷却」、放射性物質の放出の「抑制」、「モニタリング・除染」に加え、「余震対策等」「環境改善」の5分野に分類したうえで、それぞれに目標を設定し、諸対策を同時並行的に進めてまいります。

なお、これらを進めるにあたっては、福島第1原子力発電所における作業員の安全・生活環境等に配慮してまいります。

(2) 原子力発電所の安全確保・リスク管理の検証

今回の事故を踏まえ、緊急時の電源確保や防潮堤の設置等、原子力発電所の安全確保対策を早急を実施するとともに、リスク管理について検証を行い、立地地域をはじめ社会の皆さまの不安の解消に取り組んでまいります。

2. 原子力事故によりご迷惑をおかけしている皆さまへの対応

このたびの事故によりご迷惑をおかけしている皆さまへのお詫びや、事故の収束に向けた取り組みのご説明等を丁寧を実施させていただくとともに、避難場所における支援活動等に誠心誠意取り組んでまいります。

また、事故により被害を受けられた皆さまへの補償につきましては、原子力損害賠償制度のもとで、国の支援をいただきながら、公正かつ迅速に対応させていただきます。

4月28日に開設した「福島原子力補償相談室」や「補償相談センター（コールセンター）」、「地域の相談センター」（1都8県12拠点）を窓口として、仮払補償金のお支払いや、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針を踏まえた対応を行ってまいります。

3. 安定供給の確保

供給力の確保に全力で取り組むことにより、今夏は7月末で5,520万kW、8月末で5,620万kWの供給力を確保できる見通しです。※

しかしながら、猛暑による需要の急増、経年火力の連続稼働に伴う計画外停止等に備え、今後も需給両面で安定供給の確保に向けた様々な対策を行ってまいります。

※今夏の想定最大電力（発電端1日最大）：5,500万kW

(1) 供給面の対策

火力発電所等の震災による停止からの復旧や定期点検からの復帰、長期計画停止火力の運転再開、新たなガスタービンの設置に加え、自家発電設備の余剰電力購入、他の電力会社からの電力購入の拡大等、供給力対策を着実に実施してまいります。

あわせて、設備トラブルによる供給支障事故を回避するため、電源・流通設備の確実な運転・保守や、的確な需給・系統運用等について、従来以上に細心の注意を払い実施してまいります。また、火力発電所の高稼働・増強等に伴い必要となる燃料を確実に調達してまいります。

今冬や来夏に向けた供給力確保策についても検討・実施してまいります。

(2) 需要面の対策

政府の電力需給緊急対策本部より5月13日に示された「夏期の電力需給対策について」を踏まえ、今夏に向け、引き続きお客さまに節電へのご協力をお願いしてまいります。

具体的には、法人のお客さまには、負荷抑制方策のご提案や需給調整契約ご加入のお願い等を実施いたします。また、家庭・個人のお客さまには、チラシ・インターネット等を通じて節電手法をご紹介するなどの対策を積極的に進めてまいります。

II. 経営合理化方針

これらの施策を着実に実行するため、当社グループの事業について電気事業に必要不可欠な資産構成・組織体制に絞ることを基本に、抜本的な経営の効率化・合理化に取り組んでまいります。

1. 資産の売却

当社グループ（当社・子会社）が保有する不動産について、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き売却いたします。

厚生施設（体育・宿泊施設等）を全廃するとともに、安定供給の確保を前提としつつ、事務所建物・PR施設などの売却等についても検討してまいります。

また、有価証券や国内外の各事業について、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き、原則売却・撤退いたします。

可能なものから速やかに売却を進め、6,000億円以上の資金確保を目指します。

2. 投資・費用の削減

投資について、電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き実施しないことといたします。また、安定供給・公衆安全・法令遵守を確保しうる範囲における修繕費の最大限の削減、システム・研究開発の大幅縮小等による諸経費の削減、人件費の削減等、あらゆる費用を徹底的に抑制し、平成23年度において、5,000億円以上の費用を削減いたします。

このうち人件費に関しては、役員報酬の返上・減額（当分の間、代表取締役は全額を返上、常務取締役は総報酬の60%、執行役員は同40%を減額）、社員の賃金・賞与の減額（平成23年度に、管理職は年俸の25%、一般職は年収の20%）を実施するとともに（これらによる削減効果は年間約540億円）、更なる方策についても検討いたします。

3. 組織・グループ体制・人員のスリム化

あらゆる業務の抜本的な簡素化・効率化を進めるとともに、当社グループ全体で本社等の管理間接機能を徹底的にスリム化することなどにより、組織を見直してまいります。

具体的には、6月1日付けで「販売営業本部」を「お客さま本部」に改組、生活エネルギーセンター、新事業開発部を廃止するなど、営業、グループ事業等に関する社内組織を見直すほか、今後も業務の見直しを踏まえた組織改編を検討・実施してまいります。

また、グループの体制についても見直し、電気事業に必要な不可欠なもの以外の事業については、大幅に縮小・再編いたします。

これらの取り組みを通じ、原子力事故の収束や、事故によりご迷惑をおかけしている皆さまへの対応等に必要となる人員（約5,000人）を、グループ全体で確保するとともに、こうした業務の状況を見極めた上で、人員削減の実施も検討いたします。

組織・グループ体制・人員のスリム化については、年内に詳細を取りまとめ、お示しする予定です。

本方針の策定・公表に伴い、中期経営方針「東京電力グループ中長期成長宣言 2020 ビジョン」は取り下げるものといたします。

以上

.....

[参考]

中期経営方針「東京電力グループ中長期成長宣言 2020 ビジョン」の策定について

2010年9月13日
東京電力株式会社

当社は、このたび、新たな東京電力グループの中期経営方針、『東京電力グループ中長期成長宣言 2020 ビジョン』（以下『2020 ビジョン』）を策定いたしました。

昨今、少子高齢化・人口減少や産業構造の転換といった社会の構造変化に加え、省エネルギー技術の進展や地球温暖化問題、アジアを中心としたエネルギー消費の増大等、エネルギー・環境を巡る情勢も大きく変わりつつあります。

東京電力グループは、こうした経営環境の変化に的確に対応するとともに、これまで築き上げてきた事業活動を掘り下げ、さらには幅広く展開する好機と捉え、将来の成長・発展に向けて、より前向きな経営を進めたいと考え、このたび、前回の「経営ビジョン 2010」から6年ぶりとなる『2020 ビジョン』を策定し、新たなスタートを切ることといたしました。

『2020 ビジョン』は、「エネルギーの最適サービスを通じてゆたかで快適な環境の実現に貢献します」という「経営理念」のもと、『2020 ビジョン』において進む経営の方向性を、「社会の信頼を大切にする」、「未来を切り拓く」、「人と技術が活きる」の3つの「経営指針」として掲げております。

さらに、成長実現のための具体的なアクションプランとして「7つのバリューアッププラン」を定めるとともに、ビジョン実現を支える財務戦略や、事業・財務両面の数値目標である「2020 ターゲット」を提示しております。

(後略)